

## 小中学校給食費の保護者負担を軽減 ～小学校は無償化し、中学校は保護者負担額を軽減します～

### 1 目的

食材費の値上げに伴い、令和8年度から小中学校の学校給食費を改定します。

これと同時に、子育て世帯への支援のため、小学校では「給食費負担軽減交付金」と「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、給食費を無償化します。また、児童が長期にわたり給食を受けない場合には支援を実施します。

中学校では、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、引き続き保護者負担額を据え置くとともに、市立中学校に同時に通う生徒が2人以上いる世帯の経済的な負担を軽減するため、2人目以降の給食費を無償化します。

### 2 概要

#### (1) 小学校における支援

ア 給食費に対する支援（軽減見込額：約935,000千円）

令和8年度の給食費と保護者負担額 ※1食当たり

給食費（A）	市負担額（B）	保護者負担額（A-B）
335円（前年度比 +30円）	335円	0円

イ 給食を受けない児童に対する支援（予算額：11,440千円）

児童が、不登校や食物アレルギー、宗教上等の理由で長期にわたり給食を受けない場合、「給食費負担軽減交付金」の基準額相当（月額5,200円）を支援します。

#### (2) 中学校における支援

ア 給食費に対する支援（軽減見込額：約140,000千円）

令和8年度の給食費と保護者負担額 ※1食当たり

給食費（A）	市負担額（B）	保護者負担額（A-B）
385円（前年度比 +35円）	100円	285円

※ 中学校の保護者負担額は、平成27年度から据え置いています。

イ 中学校に通う生徒が2人以上いる世帯への支援（軽減見込額：約33,000千円）

市立中学校に同時に通う生徒が2人以上いる世帯について、2人目以降の給食費を無償化します。

※ 無償化対象の生徒は625人の見込み

例：市立中学校に2人通う場合

中学3年生

中学1年生



285円



無償

保護者負担額（1食あたり）